

舷灯の射光範囲に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

舷灯の射光範囲に関する事項

改正理由

COLREG 条約においては、舷灯について、最小限度の光度を維持しなければならない射光範囲が規定されている。

近年、船舶の大型化に伴い、船首楼等が舷灯の射光を遮る事例が報告されたことから、IMO 第 4 回航行・無線通信・探索救助小委員会（NCSR4）において、舷灯の射光範囲に関する取扱いを定めるための統一解釈案が提案され、当該事例に該当する船舶における舷灯の最小視認距離等を規定する統一解釈案が合意された。当該統一解釈案は、2017 年 6 月に開催された第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、MSC.1/Circ.1577 として承認され、2019 年 7 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶に適用されることとなっている。

これを受け、IACS は、当該 MSC サーキュラーを早期に適用すべく、同様の要件を IACS 統一解釈として採択した。

今般、当該 IACS 統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船首楼等が舷灯の射光を遮る船舶における舷灯の最小視認距離を規定した。
- (2) 前方方向における舷灯の水平射光範囲を明確にした。

改正条項

安全設備規則検査要領 5 編 2.3.5, 2.3.6